

第5次いるま男女共同参画プラン取組状況評価一覧【令和6年度】

基本目標1 性別役割分担意識からの脱却と多様な生き方の尊重

課題1：男女共同参画に関する教育・啓発の推進

主な取組	取組内容	自己評価 ※プルダウンから選んでください。		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
				1	2	3	4			
家庭・地域における男女平等の推進	男女共同参画に関するセミナーの開催やセンターだより等を発行し、市民の認識と理解を深めます。	進展	↗	○		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催講座ではパパ子でエンジョイ！子育て応援講座を実施し、男性の育児参加を応援し、男女共同の推進をした。（親子6組・17名）</li> <li>・ミモザコンサート&amp;講演会を実施した。講演会では、NPO法人川越きもの散歩代表の藤井美登利氏にお話しいただいた。コンサートと併せて開催することにより、幅広い年代、性別を問わずたくさんの方に参加頂いた。国際女性デーの啓発を行う良い機会となった。（参加者数約90名）ミモザコンサート&amp;講演会では、女性起業セミナー修了者が所属する市民団体「IRUMA女子まちづくり研究会」や西武信用金庫暮らしの相談センター、国際ソロプチミスト埼玉カメラとの連携により事業を実施し、参加者の層・人数を拡大することが出来た。</li> </ul> <p>【事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パパ子でエンジョイ！子育て応援講座</li> <li>・ミモザコンサート&amp;講演会</li> <li>・LGBTQ講演会（小学生・中学生対象3回）</li> <li>・女性リーダー養成講座「あなたの思いを表現する方法」（全2回）</li> <li>・センターだより（奇数月、年間6回発行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する啓発事業（セミナーの開催・センターだより等の発行）を継続する。動画配信も開催形式として、今後も活用していく。セミナーのテーマ選びも重要であり、興味を持ち、学べる内容のものを展開していく。</li> <li>・SNSによる周知啓発等を引き続き行う。</li> </ul>	人権推進課
	出前講座メニューに男女共同参画に関する内容を取り入れ、PTA家庭教育学級での実施を依頼していきます。	維持	→	○	○			出前講座のメニューに男女共同参画に関する内容を取り入れ、PTA家庭教育学級で周知したが、実施されなかった。	出前講座のメニューへの取入れを継続するとともに、当該メニューの活用を更にPRしていく。	社会教育課
	父親向け講座の開催など父親が子育てに参加する機会づくりを進めます。	進展	↗		○			地域子育て支援拠点において、保護者のリフレッシュにつながる事業も実施しているが、その多くが平日の開催であり、参加者の多くが母親となっている。なお、地域子育て支援拠点の土曜日開設を増設したことにより、父親の育児交流の促進につながった。	男性の育休取得も進んでいるが、ご夫婦で参加できることへの事業周知方法を工夫するなど、地域子育て支援拠点受託者とともに研究していく。	こども支援課
	妊婦と夫を対象に、両親学級（パパママクラス）を実施します。	維持	→	○	○			妊婦とその夫（パートナー）を対象に2回コースの両親学級を年12回実施した。参加者延べ506人。	定期的に両親学級を開催する。父親の育児休暇や育児参加について情報提供していく。	地域保健課

家庭・地域における男女平等の推進	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	停滞	↓				○	講座テーマや開催日の調整ができず、事業は実施できなかった。	事業開催に向け、時期や内容を検討する。	扇町屋地区センター	
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	停滞	↓				○	講座テーマや開催日の調整ができず、事業は実施できなかった。	事業開催に向け、時期や内容を検討する。	扇町屋地区センター久保稲荷分館	
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	維持	→		○	○	○	男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業は実施できなかったが、各種事業の募集に際し、性別を問わず配慮した。	男女共同参画については、常に配慮すると共に、事業の内容に取り込む事ができるよう、開催に向け、時期や内容を検討していく。	東町地区センター	
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	達成	↑		○	○	○	人権啓発講座（同和問題）を実施、男女関係なく募集をした。	人権啓発講座の開催に向け、時期や内容を検討していく。	黒須地区センター	
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	達成	↑		○	○	○	母子愛育会との共催事業において、父親への参加を積極的に呼びかけた。	令和7年度においても父親の事業への参加を積極的に呼びかけていく。	黒須地区センター高倉分館	
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	維持	→				○	母子愛育会との共催事業において、父親への参加を積極的に呼びかけた。	令和7年度においても父親の事業への参加を積極的に呼びかける。	東金子地区センター	
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	維持	→				○	令和5年度より事業名を「女性学級」から「金子学級」に変更し、男性も参加できるようにした。令和6年度においても継続実施した。	引き続き、誰もが参加できる事業を効果的に実施していく。	金子地区センター	
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	停滞	↓					○	男女共同参画に関する学習機会を提供する事業を、実施できなかった。	ジェンダーをテーマにした人権啓発講座を実施する。	宮寺・二本木地区センター
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	停滞	↓					○	男女共同参画に関する学習機会を提供する事業を、実施できなかった。	ジェンダーをテーマにした人権啓発講座を実施する。	宮寺・二本木地区センター 二本木分館
地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	達成	↑				○	○	○	人権啓発講座「犯罪被害者の人権」を実施した。犯罪被害者への支援体制が整備されていることで、犯罪被害者が社会へ再出発するための支えとなり、男女共同参画の推進へとつながることを学びました。	開催に向け、時期や内容を検討する。	藤沢地区センター

家庭・地域における男女平等の推進	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	停滞	↓				○	男女共同参画に関する学習機会を提供する事業を、実施できなかった。	開催に向け、時期や内容を検討する。	藤沢地区センター藤の台分館
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	達成	↑		○	○		(評価の理由) 男女それぞれが共同参画して事業を実施していた 【事業実績】 写真と図で見る入間市の地理・歴史、渋沢栄一と豊岡、写真で見る身近な町のいまむかし等(ときめき学園各コースで実施)。	人権啓発講座の実施については時期、内容を検討する。	東藤沢地区センター
	地域社会に対して、男女共同参画に関する学習機会を提供するための事業を実施します。	達成	↑		○	○	○	人権啓発講座(災害時における人権問題への配慮)を実施、各種事業男女関係なく募集をした。	人権啓発講座の開催に向け、時期や内容を検討していく。	西武地区センター
教育の場における男女平等の推進	市内小・中学校の児童・生徒に対して、人権尊重への理解促進を図るための人権教室や人権作文コンテストを実施します。	達成	↑		○	○	○	・人権教室は、教育委員会、学校への働きかけにより、年5～6回の予定を達成することができた。 ・人権作文の応募総数が市内中学校総生徒数(3,313人)の8割を超えることができた。  【事業実績】 人権教室(9回)・人権作文コンテスト(応募総数2,863件)	・人権教室および人権作文コンテストの周知を行い、一層の充実を図る。	人権推進課
	あらゆる人権に対して理解を深めるため、保育所職員を人権保育研修へ派遣します。	達成	↑		○	○	○	年2回6月と12月に埼玉県人権保育研究会が主催する研修会等に保育所職員を派遣した。	保育所職員が人権保育への理解を深め、保育所において人権保育が実践できるように、今後も継続して研修会等に保育所職員を派遣する。	保育幼稚園課
	学童保育室において、男女平等の観点から、男女混合名簿を導入し、男女一緒に遊びを行います。	達成	↑		○		○	【評価の理由】 男女混合名簿の作成に加え、児童の呼び名を「さん」付けて登録し、多様性に配慮した保育運営に努めました。	引き続き、現在の取り組みを継続し、男女平等の推進と多様性に配慮した保育運営を行います。	青少年課
	学校教育において、男女平等の観点から、男女混合名簿を導入し、男女平等意識を高めます。	維持	→		○		○	市内全小・中学校にて、男女混合名簿を導入して継続している。	今後も継続して男女混合名簿を利用していく。	学校教育課

課題2：多様性に富む包括的な社会の推進

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※プルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
性的マイノリティに対する理解促進と支援	多様な性について理解と認識を深めるための講演会やパネル展示を実施するほか、当事者や家族等が抱えている悩みごとの問題解決を支援するための相談事業を実施します。	達成	↑	○	○			小学校および中学校を対象にし、小中学校との共催によりLGBTQ講演会を実施した。市内小中学校の3校で実施することが出来た。 パネル展を実施し、周知啓発に努めることが出来た。人事課との、男女共同参画 ・LGBTQパネル展 6/24～6/28 ・性的マイノリティのための悩みごと相談（4件）	・LGBTQ講演会を引き続き実施する。 ・LGBTQ講演会の対象者は現在小中学校としているが、他の方法も検討する。 ・相談事業を人権推進課で行うとともに、県などの事業も周知を行う。	人権推進課
	教育現場において、男女混合名簿の導入や、男女の区別なく座席やロッカーを配置することで、当事者生徒に配慮します。	維持	→			○		男女混合名簿や座席については、男女の区別なく配置ができています。ロッカーについては、防犯上等の理由から男女別配置の学校もある。	男女混合名簿及び座席の配置は今後も区別なく配置を行っていく。ロッカーの配置については、混合に向けて研究を進める。	学校教育課
	性的マイノリティに関する講座や講演会を実施し、性的マイノリティへの理解促進を図ります。	達成	↑			○	○	令和6年12月4日に金子地区センターにおいて、「ふつうってなんだろう？～性的マイノリティから考える人権～」と題して、細田智也氏を講師に迎え、人権啓発講座を実施した。	今後も人権啓発講座において、性的マイノリティに関する講座内容を毎年取り入れ、多様性を尊重する社会づくりへの理解促進を図る。	社会教育課
リプロダクティブヘルス/ライツに関する啓発	妊娠・出産について女性の自己決定権があることを認識してもらうため、ホームページ等を活用して「性と生殖」に関する健康と権利の情報提供を行います。	維持	→	○	○			・市公式ホームページで情報提供を行った。 ・男女共同参画推進センターだよりの記事の掲載を行った。	・市公式HPやセンターだよりで周知啓発を行う。 ・性に関する学習機会の充実させるためのセミナーなども検討する。	人権推進課
	妊婦と夫を対象に、両親学級（パパママクラス）を実施します。早期不妊検査及び不育症検査の助成事業を行います。	維持	→	○				昨年度に引き続き、対象年齢を43歳未満までとして事業を実施した。不妊治療費助成対象者46人。早期不妊検査32人、不育症検査4人。	事業内容の見直しも含め検討しながらも、妊娠を希望する夫婦に対して適切にサポートできるような体制をとる。	地域保健課
外国人への支援	市刊行物等の外国語への翻訳や外国人相談窓口の充実を図ります。	進展	↗			○		現在4か国語で対応している市政情報紙について、外国人市民がより簡単に、精度の高い情報を得られるようにスマートフォンなどの通信機器の翻訳機能を活用し、それぞれの母語に翻訳をしやすいようなフォーマットでの情報発信を開始した。また、各課窓口での対応等においても自動音声翻訳機や電話による三者間通訳等の活用し、日本語の不得意な外国人市民への支援を実施した。	今後も刊行物等の外国語翻訳や外国語での対応は可能な限り必要なものとするが、全ての言語に対応することには無理がある。各課において、特別なスキルやコストを必要としない「やさしい日本語」の活用促進を進めていく。	地域振興課

障害者と介助者への支援	障害のある方が地域で自立した社会生活が送れるよう、関係機関と連携を強化するとともに、相談支援の資質向上に努めます。	進展	↗			○	<p>個々のケース検討会議の他に自立支援協議会、相談支援事業所連絡会、教育部局との連携会議を開催し、その中で様々な事例検討や情報共有を図り、相談支援体制の充実、相談支援の資質向上を図ることができた。</p> <p>また、相談スキル向上を目的に相談アセスメント研修を実施し相談支援機関の資質向上を図ることができた。</p>	<p>引き続き既存の事例検討会等を活用し、資質向上を図っていく。</p> <p>また、相談アセスメント研修はシリーズ化し今年度も実施予定（R5～R7）であり、相談支援員のスキル向上を図っていく。</p>	障害者支援課
高齢者と介護者への支援	<p>関係機関と協働して、認知症になっても安心して暮らせるまちづくり事業を推進するとともに、男女の区別ない就労に向けた、シルバー人材センターの運営を支援します。</p> <p>地域包括支援センターで、本人や家族などからの相談、高齢者等見守りネットワークを通して、高齢者の孤立・虐待防止などの支援を行います。</p>	達成	↑			○	<p>①認知症になっても安心して暮らせるまちづくり事業として、各地区で声かけ運動を実施した。市民の認知症に対する理解を深め、認知症の方に対する正しい接し方を周知した。令和6年度は、3地区4箇所、1中学校で声かけ運動を実施。のべ291人が参加した。声かけ運動には中学生も参加し、認知症の方への正しい接し方を学んだ。同時に、認知症サポーター養成講座や認知症月間を通じ、認知症理解に対する普及啓発を行った。</p> <p>②高齢者等見守りネットワークについては、関係機関と密に情報共有し、高齢者の孤立・虐待等を未然に防ぐ取り組みを行った。</p> <p>③シルバー人材センターへ補助金を交付し運営を支援した。</p>	<p>①入間市全域（9福祉圏域）での声かけ運動開催を目標に活動を継続していく。</p> <p>②引き続き、関係機関と密に連携し高齢者の孤立・虐待防止に取り組んでいく。</p> <p>③補助金を交付し、運営を支援していく。</p>	高齢者支援課

課題3：性別役割分担意識から脱却するための意識改革の推進

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※プルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
各種講座等の開催	性によって生き方や役割を分ける意識、慣習を見直すための講座等を実施します。	達成	↑	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パパ子でエンジョイ！子育て講座を実施した。</li> <li>・市職員を対象として男女共同参画研修を人事課と開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する講座を今後も実施していく。</li> </ul>	人権推進課
	男性が積極的に楽しく子育てを行うきっかけをつくる講座を実施します。	維持	→		○			地域子育て支援拠点を会場に、市主催による父親を対象とした「いるティーン子育て練習法（オレンジプログラム）」を土曜日に開催し、父親が参加しやすい環境を整えました。	地域子育て支援拠点等において、今後も父親向けの講座等の開催を拠点受託者に働きかけるとともに、市主催事業も計画していく。	こども支援課
情報紙やホームページ等を活用した啓発	固定的な性別役割分担意識解消のため、男女共同参画に関する情報紙を作成・発行するほか、ホームページにも掲載します。また、男女共同参画週間に合わせて、パネル展示を行います。	進展	↗	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターだよりの発行を年6回行い、男女共同参画推進センターの事業周知を行った。</li> <li>・男女共同参画パネル展（6/24～6/28）を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の効果的な発信方法等について情報収集を行う。</li> <li>・パネル展を継続して実施する。</li> </ul>	人権推進課
市内事業者への啓発	商工会、工業会を通じて、市内事業者へ取り組みの周知・啓発を図ります。	達成	↑	○	○			「生き生きと働くことのできる職場環境づくり～職場における女性と高齢者の人権～」をテーマとした企業人権問題講演会を、入間市公式YouTubeチャンネルで配信した。	正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりに資することを目的に今後も実施。	商工観光課
男女共同参画に関する法制度の周知	各種法制度に関する資料を講演会等で配布したり、ホームページに掲載したりするほか、国や県から提供された情報を関係部署に提供するなど周知を図ります。	維持	→	○	○	○		講演会等の参加者へ資料の配付、市公式ホームページへの掲載、関係部署への情報提供等を例年通り実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例年の取組みを継続するほか、効果的な周知方法について、情報収集を行う。</li> </ul>	人権推進課

## 基本目標2 あらゆる分野での女性活躍とワーク・ライフ・バランスの充実

### 課題1：女性活躍と政策・方針決定参画の促進 【入間市女性活躍推進計画】

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※プルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
審議会における女性委員の登用の促進	女性登用状況を把握するとともに、各課に対し女性の登用に対する啓発を図ります。審議会等を設置しようとする課及び委員改選を行う課に対し、女性登用の促進について個別に指導します。	維持	→		○			<p>【評価の理由】</p> <p>例年に引き続き、女性委員の登用の啓発と個別指導を行ったことにより女性登用拡大に対する関係各課の認識を深められた。また、令和4年度にWEB会議に関する要領を定めたことにより、委員の移動の負担の軽減や委員選任の幅を広げるための環境づくりをすることができた。一方で、女性委員登用率はほぼ横ばいであり、令和6年度実績としては35%に達しない見込みである。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等を設置しようとする課及び委員改選を行う課に対し、委員定数の35%以上が女性となるよう個別指導</li> <li>・女性委員の登用率調査の実施や審議会等の指針等の再周知の際に、女性委員の積極的な登用を全庁的に呼びかけ</li> <li>・WEB会議に関する要領を制定</li> </ul>	各所管課での実行が重要であるため、引き続き、個別指導や審議会等の運用の適正化と女性の積極的な登用等について周知を継続することにより、女性委員や公募委員の積極的な選任を進め、女性委員の割合を35%以上にすることを目標とする。 また、各所管が実行しやすいよう、人権推進課と連携して、より具体的な手法を加えるなど周知内容を充実させていく。	企画課
市女性職員の管理職への登用の促進	優秀な職員が能力を発揮できるよう、研修等を通じて職員のキャリア形成を支援し、管理職への登用を促進します。	進展	↗	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5まで特別研修として実施していた「キャリアプラン研修」を、基本研修「主事研修」に組み入れて必修とした。</li> <li>・R6年度は33名が受講した（R5受講者10名）。</li> </ul>	・管理職を目指す意欲と自信を高める研修となるよう、継続して実施する。	人事課	
女性の能力開発のための支援	女性リーダー養成講座を実施します。また、受講者を審議会等委員へ推薦し、女性参画を進めます。	達成	↑		○		<p>女性リーダー養成講座を実施し、2日間でのべ18名の方が参加した。参加者のうち、5名が修了生名簿に登録していただいた。審議会等委員について、登録した方の紹介を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性リーダー養成講座「自分の思いを表現する方法」（2/20・10名、3/6・8名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性リーダー養成講座を継続して実施し、様々な場面でリーダーシップを発揮する女性の育成を行う。希望する課に対し、審議会等委員の紹介を行う。</li> <li>・アンケート等により、講座で学びたいテーマを調べ、今後の実施に活かす。</li> </ul>	人権推進課	
市民活動団体等への女性参画の支援	自治会を含む市民活動団体等への女性参画拡大の啓発を関係課と連携して行います。	維持	→		○		<p>市民活動センターは男女共同参画推進センターも併設されている複合施設となっているため、女性参画拡大の啓発については、推進センターで行っている。</p> <p>また、市民活動団体の交流会やイルミンまつりの開催などを運営する委員会メンバーには多くの女性が主体となって活動しており、男女の別に関わらず、多くの人が利用、参加できている。</p>	今後も、各自治会や市民団体と連携を図り、SNSの活用や交流会等のイベントを通して、可能な範囲で啓発に努めていきます。更なる連携が図れるよう努めていく。	地域振興課	

女性活躍に関する 情報提供	国や県から提供される情報を資料閲覧室に配架し、併せてホームページにリンクを貼り、情報の充実を図ります。	維持	→	○	○	○	関係部署への情報提供等を実施した。国・県から提供される資料は閲覧室等に配架を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組みを継続し、効果的な周知方法について検討する。関係課との連携を行う。</li> <li>・センターだより等も活用する。</li> </ul>	人権推進課
	埼玉県女性キャリアセンター等が実施する女性活躍に関する情報を共有します。また、市内で開催される就職支援セミナー、働く女性応援講座、インターンシップ、おしごと相談等の女性活躍の推進に関する情報をポスターやホームページ等を活用して、広く周知を図ります。	達成	↑	○	○		就職支援セミナーを市主催（3回）行った。また、ハローワーク所沢が入間市内で就職支援セミナーを7回実施した。その他、チラシの配架、ポスター掲示を行い周知を図った。	今後担当課と連携を図りながら取り組みたい。	商工観光課

課題2：働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの実現 【入間市女性活躍推進計画】

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※ブルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
柔軟な働き方の環境整備	AI等の技術をはじめとするデジタル技術やデータを活用して、市民の利便性の向上を図るとともに、市の業務の効率化を図ります。	進展	↗			○		柔軟な働き方の環境整備の一環として、ペーパーレス化や生成AI活用による業務効率化を推進した。「行かなくても済む市役所」の実現に向けて「行政手続オンライン化ロードマップ」を策定し手続のオンライン化を推進したことで、令和6年度の目標を上回る127件の手続をオンライン化できた。	業務効率化を図ることができる各種システムの周知、「行政手続オンライン化ロードマップ」に基づく取り組みを進め、さらなる行政手続のオンライン化を推進する。また、生成AIやオープンデータの利活用についても引き続き調査・検証を行う。	企画課/ 情報政策課
	職員の勤務条件について、国及び他の地方公共団体の動きを注視しつつ、柔軟な働き方の環境整備（フレックスタイム制・テレワーク）のための研究を進めます。	進展	↗	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークについて、「入間市職員テレワーク実施要領」を策定し、令和7年4月1日から施行とした。</li> <li>・時差出勤（特別勤務時間制度）を試験的に実施した。</li> </ul>	・テレワークについて、職員への周知を行い積極的な活用を図るとともに、適正な運用を行う。 ・引き続き、フレックスタイム制等の柔軟な働き方の環境整備のための研究を進める。	人事課
	働くすべての人が仕事と家事・育児・介護などを両立できる環境を整備するため、労働相談を実施し、対応を図ります。	達成	↑	○				労働者を支援するため労働相談を実施し、また、求職者を支援するため、就職支援セミナー、若年者就業相談、内職相談を実施。	令和7年度より、対象年齢を設けず多くの求職者を支援するため「就業相談」とした。引き続き労働者及び求職者を支援する。	商工観光課
	事業所内保育施設の設置を支援するため、希望する企業からの相談を受け付けます。	維持	→				○	相談があれば受け付ける体制であったが、事業所内保育施設の設置相談はありませんでした。	引き続き事業所内保育施設の相談があれば対応していきます。	保育幼稚園課
子育て支援の充実	子育ての楽しさを伝える講座を実施します。子育て中の親子及び妊婦が交流できる場所を整備・拡充し、相談や情報提供、助言等の必要な支援が受けられる事業を実施します。	進展	↗			○		乳幼児や保護者が気軽に集える地域子育て支援拠点を健康福祉センター内に開設し、乳幼児健診などで訪れる保護者が気軽に交流できる場や、育児相談ができる場を創出した。また、市内の子育て支援拠点にて、育児相談や教室を行い、保護者の負担軽減を図った。	引き続き地域子育て支援拠点の受託者と原則毎月1回情報交換（iフォーメーション会議）を行い、課題や方向性を共通認識し、子育て家庭に寄り添った支援に取り組む。	こども支援課
	保育施設の整備を進め、保護者が安心して児童を預けられる場を確保します。	維持	→	○	○	○		(仮称)金子保育所の建設用地を適正に維持できました。	金子第一、第二保育所の統合と合わせ、(仮称)金子保育所の計画等で定員や預かり年齢などを検討し保育の充実を図っていきます。	保育幼稚園課

子育て支援の充実	放課後子ども教室事業を全小学校区で実施し、子どもが安心して活動できる場の確保を図り、多様な学習・体験を実施します。学童保育室の整備を進め、保護者が安心して児童を預けられる場を確保します。	達成	↑		○		【評価の理由】 ・放課後子ども教室事業を全小学校区で実施し、延べ383回開催（前年度比-35回）、児童6,542人（前年度比-543人）が参加し、多くの子どもたちに安心して活動できる場を提供することができました。 ・扇・扇第二学童保育室の大規模改修を行うなど、保育環境を改善することができました。	引き続き、放課後子ども教室事業の全小学校区の実施に加え、事業拡大に向けた検討を行い、子どもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりに努めます。また、引き続き学童保育室の環境の整備に努めます。	青少年課	
	健康教育事業（両親学校、食育教室、2歳児歯科健診等）を行い、妊婦や乳幼児と保護者等を支援します。	維持	→		○		インフルエンザや新型コロナなど感染予防の配慮をして各種健康教室を実施した。保護者のニーズに応じた相談に対応した。	引き続き安心して子育てができるよう情報提供をしていく。	地域保健課	
市内事業者に向けた啓発	特定事業主行動計画や庁内イクボス宣言の取り組みについて毎年新任課長等に研修をし、子育てや介護をしている職員が安心して働くことができる環境を整えます。	達成	↑		○	○	・新任課長職を対象とした人事管理研修会において、特定事業主行動計画等を説明し、子育て等に関する休暇制度の周知を図った。（令和6年度研修参加者数 10人）	・引き続き、人事管理研修等による管理監督者への意識啓発を行い、子育てや介護をしている職員が安心して働くことができる環境の整備を図る。	人事課	
	関係課と連携して、市内事業者を対象に女性活躍に関する講座を実施し、女性活躍の支援を行うとともに、多様な生き方やワーク・ライフ・バランスの理念について周知を図ります。	進展	↗		○	○	○	・働く女性・働きたい女性への支援として女性就労・キャリアアップ支援事業を実施した。また、女性リーダー養成講座を実施した。 ・講座の案内を商工会を通して市内事業者に配布した。	・女性就労・キャリアアップ支援事業の一つとして、働く女性が参加できるキャリアアップセミナーを継続して実施。事業周知については、商工会や工業会の協力を得て、参加者を募る。	人権推進課
	女性活躍に関する情報や講演会、働き方改革の推進に関する情報を市内工業会・商工会を通じて、市内事業者へ啓発及び情報提供を行います。	達成	↑		○	○		「生き生きと働くことのできる職場環境づくり～職場における女性と高齢者の人権～」をテーマとした企業人権問題講演会を市公式YouTubeチャンネルで配信した。	正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりに資することを目的に今後も実施。	商工観光課
企業認定制度の活用と啓発	女性従業員数の取り入れ等、入札参加資格登録の審査事項について検討します。	維持	→			○	入札参加資格登録に係る工事業者の主観点数に係る優遇処置を導入のためには、入札参加資格登録の審査時において、女性従業員数等の状況を把握する必要がある。建設業者の入札参加資格登録については、県の共同事業により、県が受付し審査している。 市独自に状況を把握するためには、県の共通書類の他に、個別書類により把握する必要があり、書類作成について内容等、調整できなかった。	審査時において、女性従業員数等の状況の把握のため、どのような項目が審査事項に取り入れられるか、県や近隣市の動向を踏まえ、引き続き検討する。	管財課	
	県が実施している「企業認定制度」の取り組みをホームページ等で紹介します。	維持	→		○	○	○	・市公式ホームページに制度の紹介を掲載した。	・取組みを継続するほか、効果的な周知方法について、検討し実施していく。	人権推進課

企業認定制度の活用と啓発	国・県が実施している企業認定制度の情報を、広く市民へ周知するほか、市内工業会・商工会を通じて、市内事業者へ啓発及び情報提供を行います。	維持	→				工業会や商工会と連絡を密に情報提供を行っている。	継続して、工業会や商工会と連絡を密にして情報を提供していく。	商工観光課
男性の育児休業・介護休業の取得促進	男性職員がより積極的に育児・介護を行えるよう育児・介護休業を取得しやすい環境を整えます。育児・介護休業法等の改正を踏まえて、育児休業の取得回数制限の緩和や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について、適切な措置を講じます。	達成	↑		○	○	・庁内イントラネットやポスターの掲示により、男性職員の育休促進を図った。 ・男性職員の配偶者が出産した際に、男性職員に向けて個別に育児休業の制度説明及び制度利用の意向確認をした。	・男性の育児休業や介護休暇について、引き続き啓発を図っていく。	人事課
	育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整備するため、労働相談を実施します。労働者だけでなく、企業からの相談にも対応し、育児休業・介護休業の取得促進を図ります。	維持	→				○	労働者が安心して労働に励むことができるよう、労働相談を実施。また、育児休業や介護休業などの制度が掲載されているのチラシやパンフレットを配架している。	継続して、労働者の悩みが解消されるよう労働相談を実施していく。また、ホームページに育児休業や介護休業などの制度を掲載し、制度の理解を深める環境を整備する。
長時間労働抑制の推進・啓発	全ての職員が心身ともに健康に働き、能力を発揮することで組織の生産性を向上させるために、時間外勤務縮減運動を実施し、長時間労働の抑制を図ります。	維持	→		○	○	・時間外勤務縮減運動において、ノー残業デー（毎週水曜日の定時退庁）や20時15分の一斉退庁の取り組みを実施した。また、時間外勤務の上限時間等の制度を踏まえ、適切な時間外勤務時間を把握するための仕組みを運用し、長時間労働の抑制に努めた。 【令和6年度時間外平均勤務時間数 9.3時間（前年比▲0.8時間）】 【令和6年度年次有給休暇平均取得日数 13.3日（前年比±0.0日）】	・時間外勤務縮減運動を継続して実施し、引き続き長時間労働の抑制に努めていく	人事課
	長時間労働による労働者の悩みを解消し、心身ともに健康に働くことができるよう労働相談を実施します。これにより長時間労働の抑制を図ります。	維持	→				○	長時間労働による労働者の悩みを解消し、心身ともに健康に働くことができるよう労働相談を実施。	継続して、労働者の悩みが解消されるよう、労働相談を実施していく。
男性への意識啓発	育児や介護の有無に関わらず、すべての男性に向けた意識啓発を講座や情報紙等を通じて行います。	達成	↑		○	○	・国際女性デーにあわせて実施した講演会&コンサートは、性別を限定しないかたちで開催した。男性の方にも多く参加していただくことが出来た。 ・仕事に追われ家事・育児の時間をあまり確保できていない父親を対象に、子育てを楽しむコツや働き方について考え、ワーク・ライフ・バランスのきっかけづくりとした、パパ子でエンジョイ！子育て応援講座を実施した。男性の育児参加を応援することで、男女共同参画の推進を図った。	・男性への意識啓発を視点とした講座を、今後も検討し、実施する。	人権推進課

課題3：働く女性、働きたい女性の支援の推進 【入間市女性活躍推進計画】

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※プルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
女性の就職、在宅ワーク支援	就職・在宅ワークなどの講座を開催し、ライフステージに合わせた多様な働き方を支援します。	達成	↑	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>働く女性、働きたい女性を支援するための女性就労・キャリアアップ支援事業を実施した。就職支援セミナー、起業・副業応援セミナー、キャリアアップセミナーなど各種セミナーを開催する他、年間を通して女性のための個別就労相談を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も働く女性や働きたい女性を支援するためのセミナーを実施していく。就職支援に関するセミナーについては、県や商工観光課とも連携して取組を行う。</li> <li>令和6年度のセミナー参加者に実施したアンケートや意見から、今後開催するセミナーを検討する。</li> </ul>	人権推進課
	就職面接会・企業説明会、就職支援セミナーのほか、就業に関する悩みや不安を解消するための就業相談を実施します。	達成	↑	○				求職者を支援するため、就職支援セミナー、若年者就業相談、内職相談を実施	令和7年度より、対象年齢を設けず多くの求職者を支援するため「就業相談」とした。引き続き求職者を支援する。	商工観光課
女性の起業支援	起業を目指す女性を支援するための講座の実施やイベント事業への協力を行います。	進展	↗	○	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>起業・副業応援セミナーを開催した。</li> <li>ミモザコンサート&amp;講演会については、「ちいさなお仕事応援講座」修了生等が実施している「イルミーナ」の同時開催により、活動の場の提供を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度に実施した起業副業応援セミナーを引き続き実施する。内容は、令和6年度よりも実践的な内容とする。参加者の意見についても参考にしていく。</li> <li>センター事業と「イルミーナ」の同時開催の機会を活用する。</li> </ul>	人権推進課
	起業を目指す方を対象とした創業セミナーを実施します。	維持	→				○	創業支援等事業計画に基づき、入間市商工会で「創業塾」を実施。	引き続き担当課や入間市商工会と連携を図りながら取り組む。	商工観光課
労働条件等の改善の啓発	企業人権問題講演会を開催します。ニュー・ノーマルな開催方法として、webによる講演会の動画配信を行い、多くの人に参加できる講演会とします。また、労働基準等に関する国、県等からの情報の周知を行います。	達成	↑	○	○		「生き生きと働くことのできる職場環境づくり～職場における女性と高齢者の人権～」をテーマとした企業人権問題講演会を市公式YouTubeチャンネルで配信した。また、国・県からの通知に対する周知も行った。	正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりに資することを目的に今後も実施。	商工観光課	
ハラスメント防止対策の促進	ハラスメント防止に関する啓発リーフレットの配付や情報紙等への掲載を行い、意識啓発に努めます。	進展	↗	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発のリーフレットを発行し、小学校・中学校に配布する等、意識啓発に努めた。</li> <li>市公式ホームページやセンターだよりでも啓発リーフレットの紹介を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発リーフレットを作成し、配布を行う。</li> <li>紙ではなく、電子データによる配布も検討する。</li> </ul>	人権推進課	

ハラスメント防止 対策の促進	講演会（webによる講演会の動画配信）や啓発広報を通して、ハラスメント防止のための意識啓発を行います。 労働関係のハラスメントや賃金未払い等の問題の事前防止や早期解決のため、労働相談を実施します。	維持	→	○	○		令和6年度の企業人権問題講演会のテーマはハラスメントに関するものではなかったが、過去にはハラスメントをテーマとした講演会を行っている。 労働相談でハラスメントに関する相談も受けている。	継続して、労働者の悩みが解消されるよう労働相談を実施していく。また、ハラスメント防止のため啓発も行っていく。	商工観光課
	職場におけるハラスメントの防止について啓発するとともに、ハラスメント相談体制を整えます。	維持	→	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副主幹研修において「ハラスメント防止研修」を実施し18名が受講した。</li> <li>・新規採用職員研修（中期）において「ハラスメント防止研修」を実施し、57名が受講した。</li> <li>・パワーハラスメントの防止について、課長職を含む全職員に周知し、意識啓発を行った。</li> <li>・ハラスメント相談員を各フロアに配置し、庁内イントラネットで周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への意識啓発として、研修を継続して実施する。</li> <li>・ハラスメント相談体制に関する取組を継続して実施する。</li> </ul>	人事課

## 基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

### 課題1：防災における男女共同参画の体制づくり

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※プルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	多様な視点から必要な支援が行えるよう、市防災会議委員に男女共同参画審議会委員を推薦します。 性的マイノリティの方に配慮するため、民間の支援団体との協力体制の構築に努めます。	維持	→	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>市防災会議委員に男女共同参画審議会委員を推薦した。</li> <li>支援団体（マテリオ）が主催するLGBTQコミュニティカフェについては現在活動を停止しているが、情報交換等を行っている。</li> <li>ダイア男女部会にて、男女共同参画の視点で学ぼう「みんなで防災」講座を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市防災会議の委員に、男女共同参画審議会委員を推薦する。</li> <li>「相互支援ネット」の活用を継続する。</li> <li>引き続き支援団体との連携を行う。</li> </ul>	人権推進課
	市の地域防災に関する重要事項を審議する「入間市防災会議」の女性比率の向上を図ります。	進展	↗		○			<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入間市防災会議条例第3条8号委員について、株式会社エフエム茶笛、高齢者福祉審議会、男女共同参画審議会、障害者福祉審議会に推薦依頼を行い、それぞれ女性委員を選出していただき委嘱した。</li> <li>また、市部次長職から6名の女性職員を同4号委員として委嘱した。</li> </ul> <p>【事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入間市防災会議 1回開催</li> </ul>	特に避難所運営に関する内容など、計画の策定にあたり、今後より多くの女性委員の参画が必要となることが考えられるため、引き続き各団体に女性委員の選出を呼びかける。	危機管理課
地域防災組織への女性の参画促進	各自主防災会で、女性の視点を取り入れた防災訓練が行われるよう支援し、女性の参加促進を図り、将来的に女性リーダーの育成につなげます。	維持	→		○		<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライベートルーム（授乳室や、更衣室）の必要性を防災訓練の際に説明した。</li> <li>また、プライバシーが確保できるように、女性がプライベートルームの見回り等するように説明し、女性の参加促進を図った。</li> </ul> <p>【事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入間市防災訓練 1回開催</li> </ul>	引き続き、女性の参加促進を図り、女性リーダーの育成につなげる。	危機管理課	

課題2：暴力・ハラスメント根絶のための教育・啓発と被害者の支援 【入間市DV対策基本計画】

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※プルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
DVや虐待等の防止に関する意識啓発	センターだよりやホームページ、パネル展示等で、DV防止に関する情報を掲載し、意識啓発を図ります。	達成	↑	○	○	○		「女性に対する暴力をなくす運動」として、パープルライトアップ・パープルリボンキャンペーンを実施 ・パープルライトアップ：市庁舎正面玄関 ・パープルリボンキャンペーン：イルミンにてオレンジリボンキャンペーンと同時開催。	・DV防止に関する情報提供に関する事業を継続して実施する。 ・センターだよりやホームページで、DV防止に関する情報を掲載する。	人権推進課
DVや虐待等の防止に関する意識啓発	児童虐待の防止に関する記事を市報やホームページに掲載するほか、「児童福祉週間」等に合わせたパネル展示、オレンジリボン（子ども虐待防止運動）の配布による啓発活動を行います。親子の良好な関係を作り、子育てのストレスを軽減させる「オレンジプログラム」を地域子育て支援拠点施設において実施します。	維持	→		○	○		・市報、ホームページへの掲載。「春のこどもまんなか月間（児童福祉週間）」「秋のこどもまんなか月間（児童虐待防止）」における展示、図書館で子どもに関する図書コーナーの設置。わかくさ高等特別支援学校の生徒作成のオレンジリボンの配布。パープルリボンキャンペーンと合同でイルミン等でも展示を実施。 ・「オレンジプログラム～どならない子育てのヒント」を3施設で実施。うち1回は土曜日に父親向けで実施。	・児童虐待の防止については、より効果的な方法について検討をしていく。 ・「オレンジプログラム～どならない子育てのヒント」の講座は継続し、PR方法や申込み方法の改善を図り、参加者を増やす。	こども支援課
	高齢者虐待を発見した場合、市及び地域包括支援センターに通報をしていただく啓発を行います。	達成	↑				○		令和6年度中の虐待に関する新規の相談件数（疑いを含む。高齢者支援課受付分）は44件であった。相談・通報の経緯や方法は様々で、電話や来所、メールなどがあつた。	課・包括の窓口にパンフレットを設置するなどして、今後も継続して周知を図っていく。
若年層における暴力の防止に関する啓発	デートDVに関するパンフレットを市内中学校や公共施設等に提供し、暴力防止に関する意識啓発を図ります。	進展	↗	○		○		デートDV防止啓発カードおよび市の相談窓口案内カードを市内スーパー等に配付した。 デートDV防止啓発のパンフレットについては、教育委員会を經由して各中学・特別支援学校に配付されている。	・デートDV防止啓発カードの配布等については今後も継続して行う。	人権推進課
	学級活動を通じて、暴力の未然防止に向けた実践行動や、その解決方法を学びます。また、道徳科の授業の中で、暴力の問題について自分自身のこととして捉え、日常生活に結びつけて考えます。	維持	→		○				各小・中学校の学級活動や道徳科の授業の中で「よりよく生きるためにはどうすればよいか」を考え議論しました。「自分も相手も大切にできる生き方」や「自分も周りも幸せになる生き方」をするためにどうしたらいいかを考えたり、学んだりする機会を日常的にもちました。	今後も、同様の取り組みを継続します。

相談事業の周知と充実	外国人相談窓口の周知と体制の充実を図ります。	維持	→				月ごとの相談日程表や市公式ホームページに外国人相談窓口を記載し、その周知に努めた。相談窓口開設日時以外でも訪れる相談者が多く、市職員向け「やさしい日本語」講座を行い、まずは「やさしい日本語」で対応するよう周知した。また、自動音声翻訳機を用いて必要な課へ繋ぐとともに、言語の壁が市民サービス低下とならないよう努めた。	入管職員が同席する特別相談を実施するなど、外国人相談窓口を充実させるとともに、令和5年度より活用している東京入管による自治体向けの通訳支援事業など、利用可能な資源を最大限に活用し、相談者がその日本語能力に影響されず問題解決に至るよう努めていく。	地域振興課	
	ホームページや広報紙に、相談窓口の案内を掲載するほか、市内公共施設等に相談窓口カードを設置し、周知に努めます。  面接・電話・オンラインなど多様な相談形態を取り入れ、相談者の利便性の向上を図ります。  弁護士等の専門家による相談を実施し、相談の充実を図ります。	進展	↗		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の相談窓口案内カードとデートDV防止啓発カードを市内スーパー等に配付した。</li> <li>男女共同参画週間のパネル展や、パールリボンキャンペーンでの展示の際にはカードの配付を行った。</li> <li>悩みごと相談を実施した。</li> </ul> 女性の悩みごと相談(面接・オンライン)実施回数 82回 利用者延べ265人 女性の悩みごと相談(電話)実施回数 45回 利用者延べ190人 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性のための法律相談(女性弁護士) 6回 17人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のための法律相談については、本庁で実施している弁護士による法律相談に統合する</li> <li>オンライン相談は今後も継続して実施する。</li> <li>今後も効果的な周知方法を検討しながら継続していく。</li> </ul>	人権推進課
相談事業の周知と充実	犯罪被害者支援の総合的な対応窓口として、切れ目ない支援(各種制度の紹介、関係部署や外部関係機関への連絡、調整等)を行います。	維持	→		○	○	○	対応職員の育成のため、県主催の研修会や説明会へ出席を行った。LGBTQの方に対して配慮も含め格差・差別が生まれないように相談の対応を行った。作成したリーフレットの配布を行った。	対応職員の育成のため、県主催の研修会や説明会へ引き続き出席をし、LGBTQの方に対する配慮も含め格差・差別が生まれないように相談の対応を行う。作成したリーフレットの配布を行う。	市民安全課
	関係機関や地域の委託相談支援事業所等との連携強化を図り、相談支援事業の周知や、さまざまな相談に対応できるよう努めます。	進展	↗				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所連絡会や委託相談事業所会議等を定期的に開催し障害者基幹相談支援センター及びりぼん等の相談支援機関が連携を深めることにより、地域の相談支援体制のより一層の充実を図ることができた。</li> <li>多数の地域の支援機関が自立支援協議会との共催で開催した障害平等(DET)研修を通じ、関係構築や連携を深めることができ、また、お互いの役割を知ることができた。</li> <li>研修会や連携会議等を活用し、相談支援事業について周知を図った。</li> </ul>	引き続き、障害者基幹相談支援センターが中心となり、各機関がネットワークの構築に努め、関係性の強化を図っていく。  また、市公式HPや公式SNSをはじめあらゆる媒体を活用し周知に努めていく。	障害者支援課
	総合相談支援窓口の周知を行うとともに、関係課と連携して相談支援を行います。	進展	↗		○	○	○	世代や属性にとらわれず、どこに相談したらよいか分からない悩みや困りごとを受け止め、相談員等と一緒に紐解きながら課題解決に向けた支援を実施しました。さらに、必要に応じて関係機関と連携し、各機関が持つ資源や支援手法の共有を図りました。 相談窓口を周知するため、関係機関と連携し、「暮らしと福祉の困りごと何でも相談会」を地区センターにて開催しました。また、総合相談支援体制の拡充の一環として、関係機関との協議体「総合相談支援検討委員会」を設置し、関係機関と調整を図りました。  【実績】 令和6年度延べ相談件数 3,878件	総合相談支援検討委員会を公式のケースカンファレンスの場として機能させ、より効果的な支援を実施します。 相談窓口を周知するため、関係機関と連携し、「暮らしと福祉の困りごと何でも相談会」を各地区センターにて実施します。	福祉総務課

相談事業の周知と充実	高齢者の相談窓口を周知するとともに、職員（関連施設含む）が虐待対応職員研修を受講し、法律・福祉分野の専門機関から助言を受けることにより、高齢者虐待対応技術の向上を図ります。	達成	↑			○	令和6年度は、虐待対応専門員研修を17名、虐待対応専門員フォローアップ研修を14名が受講。また、虐待対応専門員チームにより事例検討を5件行い、弁護士・社会福祉士から助言を受け、その後の支援に繋がった。	今後も職員の虐待対応専門員研修の受講および高齢者虐待対応専門員チームの開催を継続。高齢者の相談窓口の周知を行い、認知度向上を目指す。	高齢者支援課	
	ホームページへの掲載やリーフレットの配布等により、家庭児童相談室の周知を図り、子育て家庭の悩みや心配ごとについてのさまざまな相談に対応します。	維持	→			○	R6年度より子ども家庭センターを子ども支援課内に設置し、家庭児童相談は「子ども家庭相談」として対応、市民にとって身近な相談先となるようホームページ等で周知した。また地域保健課と連携を図り、切れ目ない相談を実施した。	ホームページの掲載、市民ホール展示などのPR活動は継続しつつ、関係機関との会議等で子ども家庭センターの役割をPRしていく。	子ども支援課	
	こころとからだの健康相談窓口の周知や乳幼児健診等の機会を通じ、専門職による相談体制の充実に努めます。	維持	→			○	○	市民が気軽に相談できるよう周知に努めた。また、関係機関には専門相談に関する周知を図った。乳幼児健診では、保護者の心身の状況を確認し、必要に応じ専門相談等へ繋がった。	市民が一人で悩まず気軽に相談できるように相談窓口の周知を図っていく。また、専門職による相談体制を引き続き整えていく。	地域保健課
	教育センター相談窓口やホームページを広く周知するとともに、児童発達支援センターとの連携を図り、支援体制を整えます。	維持	→			○		教育センター相談窓口やホームページ、パンフレットを活用し、様々な機会を捉えて広く周知するとともに、児童発達支援センターや福祉・保健との連携を図り、支援体制の充実に努めました。	今後も、同様の取り組みを継続します。	学校教育課
関係機関や関係部署との連携	DV対策庁内連絡会議を開催し関係機関が抱える課題を相互で確認し、被害者を支援するための連携体制の強化に努めます。必要に応じて専門相談や関係機関への紹介を行います。	達成	↑				令和6年DV対策庁内連絡会議を開催し、関係課と情報共有を図った。DV相談では、内容により関係課と連携して対応した。  DVに関する相談 78件 (面接相談・電話相談による)	・今後も継続して実施する。	人権推進課	
被害者保護のための支援体制の整備	マイナンバー制度関係課で構成する庁内調整会議において策定した「DV被害者等に係るマイナンバー制度における対応方針」に基づいた運用を行い、安全性の向上を図ります。	維持	→			○	令和3年4月1日付けで「DV被害者等に係るマイナンバー制度における対応方針」を改正しており、各課にはこの方針に基づく対応を依頼している。	DV被害者等の情報を安全に扱うためには、全庁的にマイナンバー制度の理解度を向上させることが課題と考えている。今後もマイナンバー制度に関する情報の周知を行っていく。	情報政策課	
	「住民基本台帳事務におけるDV等支援措置」の申出及び相談を受けた際は、被害者の安全確保のため、迅速に関連各課へ情報提供を行い、連携・支援を強化します。	達成	↑			○	○	【評価理由】 住民基本台帳事務におけるDV等支援措置における申出について、市民課として各セッションでの相談をし要支援判断された対象者に対し迅速に対応した。  また、相談したいとの申し出については各セッションを案内し適切に対応した。  関係各課への情報提供について、基本4情報	相談機関である各セッションと連携し、対応できる体制をより強化していく。	市民課

生活再建に向けた支援体制の整備	外国人相談窓口を通じて、生活再建に関する部署に外国人被害者をつなぐ支援を行います。	維持	→				相談者の相談内容の主訴をきちんと聞き取り、理解し各担当課につなぐ支援、またその後のフォローを行った。	言語の壁による市民サービスの差が出ることの無いよう、各課窓口で「やさしい日本語」を用いることや、活用できる通訳支援事業等を引き続き周知し、有効活用してもらえるよう努め、必要な支援が迅速に行われるようお願いしたい。	地域振興課	
	被害者に弁護士等による専門相談について情報提供し、生活再建にあたっての助言を得られる機会を設け、併せて関係課・関係機関への紹介も行います。	達成	↑		○	○	○	DV被害者からの相談を聞き、状況に応じ、女性のための法律相談、悩みごと相談を紹介している。また、内容から関係課や関係機関の紹介を行った。	・今後も継続して実施する。（女性のための法律相談については、本庁で実施している弁護士による法律相談に統合）	人権推進課
	被害者を迅速且つ適切に支援するために、関係機関と情報連携を行い、必要な支援の調整を図ります。	達成	↑		○		○	DV対策庁内連絡会議を開催し、情報共有等を行った。また、DV被害者支援研修会等への参加し支援のために必要なことを学んだ。	・今後も継続して実施する。	人権推進課
	被害者の生活再建に向け、生活保護法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、または生活困窮者自立支援法に基づく相談支援や就労支援、住居確保給付金の支給などを行います。	達成	↑		○	○	○	【評価の理由】 相談支援員やケースワーカーが、男女の別に関わらず誰にとっても利用しやすいよう配慮し、安心して支援の輪に入れるように実施した。	寄り添った支援のためには、人権の尊重が何よりも優先されなければならない。男女の別に関わらず誰にとっても利用しやすいように配慮して実施していく。	生活支援課
	DV被害者世帯を市営住宅の抽選番号の加算が受けられる優遇世帯とし、当選確率が上がるよう取り組みを行います。	維持	→		○	○	○	H29年度からDV被害者世帯を抽選番号の加算が受けられる優遇世帯とし、当選しやすくしている。	引き続き、DV被害者の生活再建を支援できるよう現状を維持していく。	都市計画課
	障害のある被害者が地域で自立した日常生活や社会生活等をおくることができるよう、相談支援事業所連絡会等を通じて関係機関との連携強化を図り、就労支援など、さまざまな相談に対応できるよう努めます。	維持	→			○	○	相談支援員を中心に、障害のある被害者が自立した地域生活を送れるよう、障害福祉制度の活用につなげるなど、個別性の高い支援を行うことができた。	個人情報の取り扱いに留意しながら、引き続き各関係機関と情報共有・連携を図り、生活支援、就労支援を行い、被害者の地域生活を支援していく。 また、重症化高齢化している障害者の相談に対応できるよう今年度も研修を開催する予定。	障害者支援課
	子がいる被害者の自立に向けた資格取得の案内や就労支援等、さまざまな相談・助言を行います。	維持	→				○	ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による相談・助言を実施。ハローワークと連携し、就労に関する情報提供を行い、就労に繋がる資格取得等に寄り添った。	引き続き、母子・父子自立支援員による相談・助言を実施するとともに、ひとり親家庭等への窓口対応体制をより一層充実できるよう検討していく。	こども支援課
	被害者への総合的支援を行うため、関係課及び課内での情報共有を図ります。	維持	→		○			対象者に応じたサービスが提供できるよう関係課への連絡調整を実施した。	引き続き連携を図っていく。	地域保健課

生活再建に向けた支援体制の整備	高齢者虐待を把握した場合は、関係機関と連携し被虐待者の安全を確保します。また、市外から転入してきた被害者について、支援が途切れないよう関係課と情報連携を行い、支援体制を強化します。	達成	↑				令和6年度中の高齢者虐待による措置入所件数は6件（うち新規措置者数は1件）であった。虐待の種類は様々であるが、被虐待者の生命の安全を最優先とし、必要な措置と虐待者との分離等を行った。市外からの転入者については、支援措置の申し出に対しての相談を受ける等、切れ目のない支援体制を構築した。	引き続き関係機関と連携し被虐待者の安全を確保をする。	高齢者支援課
	DV被害者に児童・生徒がいる場合、避難する際の就学手続きに関する支援を行います。	維持	→				DV被害者に児童・生徒がいる場合、避難する際の就学手続きに関する支援を行いました。具体的には、前籍校が転学先を知らぬよう、転学事務は、市教育委員会が間に入り、処理いたしました。	今後も、同様の取り組みを継続します。	学校教育課

### 課題3：誰もが安心して暮らすための環境づくり

主な取組	取組内容	自己評価 ※プルダウンから選んでください。		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
				1	2	3	4			
ひとり親家庭への支援の充実	生活保護法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、または生活困窮者自立支援法に基づく相談支援や就労支援、住居確保給付金の支給などを行います。困窮世帯の中高生を対象とする学習教室を開催します。	達成	↑					【評価の理由】 相談支援員やケースワーカーが、男女の別に関わらず誰にとっても利用しやすいよう配慮し、安心して支援の輪に入れるように実施した。 【事業実績】 学習教室 週3回 市内3会場で実施 参加人数29人	寄り添った支援のためには、人権の尊重が何よりも優先されなければならない。男女の別に関わらず誰にとっても利用しやすいように配慮して実施していく。	生活支援課
	貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、ひとり親家庭等の児童を対象とした学習支援事業を実施するほか、必要に応じて家庭訪問等を行います。また、子育て中のひとり親の経済的自立に繋がれるよう母子家庭等総合対策支援事業を実施します。	維持	→					学習支援事業を市内3か所で合計133日実施。参加人数は中学生64人、高校生23人。参加延べ人数は2,523人。家庭訪問延べ人数は349回。こどもの学ぶ意欲、自己肯定感の高まりがみられた。また、フードバンクと連携し、子どもにレトルト食品やお菓子を配付した。自立に向けた資格取得の支援として、入間市自立支援教育訓練給付金及び入間市高等職業訓練促進給付金による経済的な支援を行っている。	こども達に対しては学習支援事業を継続する。その中で委託業者からの情報を共有し、必要に応じて相談支援に繋げる。保護者の自立に向けた資格取得や経済的な支援については、「入間市母子・父子自立支援計画」を活用して実施する。	こども支援課
母子保健事業の充実	妊婦、産婦、乳幼児等を支援するために、母子保健事業（母子健康手帳の交付、早期不妊検査及び不育症検査・早期不妊治療費助成事業、妊婦健康診査、乳幼児健診、妊産婦訪問指導等）を実施します。	維持	→					安心して妊娠・出産・子育てができるように母子手帳交付時に面接を実施し妊婦健診助成券やサービスの情報提供を行った。また、出産後は家庭訪問や乳幼児健診等で切れ目のない支援を行っている。乳幼児健診では、父親との受診も多く、父親の心理面の確認も行っている。	引き続き、保護者が安心して子育てができる環境を作っていく。	地域保健課

セーフティーネットの充実	専門相談員による女性の悩みごと相談、女性のための法律相談を実施し、生活上の困難を抱えた女性の問題解決に向け支援します。	達成	↑	○	○	臨床心理士・弁護士等の専門職による相談事業を実施した。令和5年度より女性のための個別就労相談を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のための法律相談については、本庁で実施している弁護士による法律相談に統合する。</li> <li>悩みごと相談および個別就労相談については今後も継続して実施する。</li> </ul>	人権推進課	
	就労支援として、就職支援セミナーを実施するほか、家庭外で働くことが困難な方に、内職相談を実施します。また就職面接会・企業説明会や、就業に関するさまざまな悩みや不安を解消するため、若年者就業相談を実施します。	達成	↑	○		求職者を支援するため、就職支援セミナー、若年者就業相談、内職相談を実施	令和7年度より、対象年齢を設けず多くの求職者を支援するため「就業相談」とした。引き続き求職者を支援する。	商工観光課	
	生活保護法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、または生活困窮者自立支援法に基づく相談支援や就労支援、住居確保給付金の支給などを行います。	達成	↑	○	○	【評価の理由】 相談支援員やケースワーカーが、男女の別に関わらず誰にとっても利用しやすいよう配慮し、安心して支援の輪に入れるように実施した。	寄り添った支援のためには、人権の尊重が何よりも優先されなければならない。男女の別に関わらず誰にとっても利用しやすいように配慮して実施していく。	生活支援課	
	困窮世帯の食料支援を推進するため、こども食堂やフード・パントリーなどの市民活動を支援します。	進展	↗			○	市は、支援団体が継続して活動が行えるよう入間市社会福祉協議会が支援者の相談窓口となるほか、支援者と社会福祉協議会、市が連携し、地域で活動する支援者を集めた意見交換会を開催することで、3者の連携が増進した。 また、支援者活動を支えるため、市は公共施設使用や、活動に伴う情報周知を行い、側面的支援に取り組んだ。	各団体が自立し、持続的に活動することを尊重するため、原則、経済的な支援ではなく、情報の周知などを行う側面的な支援に徹する。	こども支援課
	市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者のうち、経済的に困りの方に対して、学校で必要な諸経費を援助します。	維持	→			○	市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者のうち、経済的に困りの方に対して、学校で必要な諸経費を援助しました。具体的には、認定者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費、等を援助しました。	今後も、同様の取り組みを継続します。	学校教育課
健康づくりに関する事業の充実	誰でも参加しやすいスポーツ事業を企画し、多世代においてスポーツ普及を目指します。	進展	↗	○	○	誰もが参加しやすい事業として、「健康体力測定」・「入間市ラジオ体操会」・「みんなのためのスポーツ講座（陸上教室）」・「茶リンコFESTIVAL」・「スポーツ・レクリエーションフェア」・「モルック教室」・「歩いて！走って！こいで！健康スタンプラリー」等を実施し、幅広い世代の方の参加がありました。	令和7年度についても、引き続き若男女様々な世代をターゲットとした事業として、eスポーツやアーバンスポーツなど多様なスポーツ事業を計画・実施していく。 また、「する」だけでなく、「観る」「応援する」というスポーツ関連活動をとおしてスポーツ普及を目指していく。	スポーツ推進課	
	各種健診・がん検診を行い市民の健康増進を図ります。	進展	↗			○	<p>【評価の理由】</p> <p>○健康福祉センターで行う乳がん検診（集団）において、女性の技師を配置し、受診しやすい環境を整備した。</p> <p>○未受診者に対しても、受診勧奨通知の送付を行い、令和5年度からは後期高齢者健診未受診者にも送付を始めた。</p> <p>【事業実績】</p> <p>特定健診受診勧奨通知 R6（19,408通）</p> <p>後期健診受診勧奨通知 R6（15,900通）</p>	今後も女性技師の配置は継続し、後期高齢者健診の受診勧奨通知の対象者を大幅に増やすことにより、各種健（検）診の受診率向上を図り、一人でも多くの方が健康状態に応じた相談制度を適切に利用できるように努める。	健康管理課

健康づくりに関する事業の充実	市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康に関する知識の普及・啓発を図るための健康づくり推進事業（各種健康教室、健康相談等）を実施します。	維持				○	○	こころの健康教室（4回41人）、健診結果の個別相談（12回77人）生活習慣改善セミナー（1回・動画配信計92人）、筋トレウォーキング（3回53人）等を実施した。また、食育、歯と口腔、タバコ、アルコールについて展示等の普及啓発を実施した。	市民が健康づくりに関心をもてるよう健康づくりWEEKと称して、健康教室の開催や健康づくりに関する普及啓発を実施する。	地域保健課
こころやからだの相談の充実	専門相談員による女性の悩みごと相談（面接・電話）を実施し、さまざまな悩みを抱える女性に対してストレス緩和等に向け支援します。	達成	↑			○	○	女性の悩みごと相談(面接・オンライン)実施回数82回 利用者延べ265人 女性の悩みごと相談(電話)実施回数45回 利用者延べ190人	・今後も継続して実施する。	人権推進課
	心身に関する相談等があった際は、関係機関や専門相談を紹介するなど、相談体制の充実に努めます。	達成	↑			○	○	相談対応を行う中で、心身に関する相談等があった場合には、相談者の生活環境等を確認し、保健師等の専門職への相談や他課が実施する専門相談を紹介しています。また、必要に応じて同行支援を行っています。	「総合相談支援検討委員会」において、必要に応じて関係機関と情報共有し、相談体制の充実に努めます	福祉総務課
	検（健）診の結果を必要に応じて保健部門等の相談に繋げ、相談支援の充実を図ります。	進展	↗				○	○健康状態に応じた相談制度へ適切に繋げるための取組として、特定健診（国民健康保険）、後期高齢者健診を受診した全ての方に対して、健診結果の見方や相談制度を掲載したパンフレットを送付している。 【事業実績】 パンフレットの送付数（特定健診：約8,000通、後期高齢者健診：約8,500通）	パンフレット送付の取組を継続する。また、各種健（検）診の受診率向上を図り、一人でも多くの方が健康状態に応じた相談制度を適切に利用できるような努める。	健康管理課
	からだやこころの健康及び健康づくりを目的に、地域保健福祉推進事業（精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談、ひきこもり相談等）を実施します。	維持	→				○	○	電話、来所、訪問で相談を実施。その他、精神科医によるこころの相談（計4回、延べ11人）ひきこもり相談（計6回、延べ20人）を実施した。	引き続き、周知を図り実施していく。
感染症対策の充実	予防接種事業により感染症の感染及び発症の予防、症状の軽減化を図るとともに、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ります。	維持	→					乳幼児から高齢者にかけて、幅広い年齢層の方に対して、予防接種事業を実施した。また、昨年度に引き続き、带状疱疹の接種費用助成事業を実施し、613件の申請があった。	接種率の向上のため、今後も個別通知や事業の周知徹底を図る。	地域保健課

## 基本目標4 プランを実現するための推進体制の強化

### 課題1：施策・事業への男女共同参画・女性活躍の視点の反映

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※プルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
特定事業主行動計画（女性活躍推進法）の推進	職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、特定事業主行動計画を所属長及び職員に周知するとともに、計画の取り組みを推進します。	達成	↑		○	○		・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を庁内イントラネットで職員に周知するとともに、新任課長職を対象とした人事管理研修で取り組み内容等を説明し、意識啓発を図った。	・引き続き、特定事業主行動計画の周知を図る。 ・委員会を開催し、より効果的な女性活躍の推進について検討を進める。	人事課
	市の施策等に反映させるため国や県からの情報を関係機関に提供します。	維持	→	○	○	○		人事課と情報を共有した。	今後も、国、県の動向に注意しつつ、人事課と情報共有を行う。	人権推進課
	ポスター掲示やホームページ等を活用して周知を行います。	維持	→	○	○			チラシの配架、ポスター掲示を行った。	今後も担当課と連携を図りながら取り組んでいく。	商工観光課
市民意識調査の実施（5年ごと）と現状把握及び分析	5年ごとに市民意識調査を行い、現状の把握と分析の結果を次期プランの策定と事業計画に活用します。	維持	→	○	○	○		市民意識調査は令和7年度に実施する。意識調査の内容について、男女共同参画審議会で意見を出していただき、反映した。	令和7年度実施の市民意識調査の結果を基に、現状把握と分析をし、次期プランの策定を行う。	人権推進課
市民・団体・事業者等との連携	学識経験者や団体・事業者、公募市民等で構成される入間市男女共同参画審議会において、プランの進捗状況を確認し、評価を行います。市民・団体・事業者との協働による啓発事業を実施します。	維持	→	○	○	○		審議会において、第5次男女共同参画プランの評価を行った。	第5次プランの進捗状況について、審議会ですべて毎年評価する。	人権推進課
	関係団体に対して、市民活動・地域活動等の情報を提供することにより男女共同参画を推進します。	維持	→		○	○		市民活動団体の交流会やイルミンまつりの開催などを運営する委員会メンバーには多くの女性が主体となって活動しており、男女の別に関わらず、多くの人が利用、参加できている。 また、市民活動センター登録団体交流会を開催し、既存団体同士の交流の場を提供することができた。また男女問わず、多くの参加者により交流することができた。	今後も、各自治会や市民団体と連携を図り、SNSの活用や交流会等のイベントを通して、可能な範囲で啓発に努めていきます。更なる連携が図れるよう努めていく。	地域振興課
市民・団体・事業者等との連携	男女共同参画の視点における、事業者との協働事業を検討します。	維持	→	○	○			男女共同参画に関するチラシの配架、ポスター掲示を行った。	引き続き啓発を行うと共に、事業者との共同事業については、今後も検討していく。	商工観光課

### 課題2：取組体制の改善と充実

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※ブルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
庁内連絡会議の充実	庁内連絡会議を活用して、プランの進捗状況や課題について意見交換を行い、各課の各種事業へ男女共同参画の視点を取り入れることを促します。	達成	↑	○	○	○		人権庁内連絡会議やDV対策庁内連絡会議等で意見交換等を実施した。	今後も継続して実施する。困難女性支援調整会議についても体制について研究する。	人権推進課
男女共同参画に関する職員研修の実施	男女共同参画社会の実現を促進するため、市職員として日々の業務の中で意識すべき基本的事項を学ぶことを目的に実施します。	維持	→	○	○	○		すべての正職員を対象とした「男女共同参画研修」を実施し、38名が受講した。	人権推進課と連携しながら、女性も男性も共にかがやける男女共同参画社会の実現のため職員に必要な意識・知識の向上のための研修を実施する。	人事課
	あらゆる年齢層・立場の職員に対して、男女共同参画意識を醸成するための講師選定・派遣を行います。	達成	↑	○	○	○		人事課と共催し職員対象の「男女共同参画研修」を実施した。テーマは「多様性への招待ジェンダー・セクシュアリティの視点から」で、38名が参加した。	今後も人事課と連携しながら、継続して実施する。職員の男女共同参画意識を醸成するために、講師の選定についても人事課とよく調整を行い実施していく。	人権推進課

### 課題3：プランの進行管理と評価

主な取組	取組内容	自己評価		男女共同参画に配慮した項目				実施状況（自由記述）	今後の方向性（自由記述）	実施課
		※ブルダウンから選んでください。		1	2	3	4			
男女共同参画審議会委員意見の施策への反映	男女共同参画審議会において評価した内容を、庁内会議で報告し、各課の施策の取り組みに反映します。	達成	↑	○	○	○		第5次プランの評価を実施し、関係課へ報告するとともに全庁的に周知を行った。	今後も継続して実施する。	人権推進課
施策の実施状況の分析及び結果の公表	本プランの適切な進行管理を行うため、各課による自己評価を男女共同参画審議会にて分析・評価を行い、報告書にまとめ、ホームページで公表します。	達成	↑	○	○	○		第5次プランの評価を市公式ホームページ上で公表した。	今後も継続して実施する。	人権推進課